

ちがさき障がい者支援アプリ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ちがさき障がい者支援アプリへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 ちがさき障がい者支援アプリに掲載する広告（第5条第1項に規定するウェブサイトを含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (6) 労働者の募集に係るもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 法律に定めのない医業類似行為等に係るもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、第4号及び第5号、第5項、第11項並びに第13項に規定する営業に係るもの又はこれらに類するもの
- (10) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (11) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に係るもの
- (12) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこに係るもの
- (13) その他市長が適当でないと認めるもの

(広告主の基準)

第3条 ちがさき障がい者支援アプリに広告を掲載することができる者（以下「広告主」という。）は、個人事業者（事業を行う個人をいう。）又は法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市区町村民税を滞納している者
- (2) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定す

る暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(3) その他広告主として適当でないと市長が認める者

(広告の枠数及び掲載位置)

第4条 ちがさき障がい者支援アプリ内の広告の枠数は、4以内とする。

2 一の広告主が掲載することができる公告の枠数は、第6条第1項に規定する期間につき1とする。

3 広告を掲載する位置は、市長が指定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 ちがさき障がい者支援アプリに掲載する広告は、バナー広告（画像ファイルを表示する広告であって、広告主が希望するウェブサイトへリンクするものをいう。）とし、その規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦154ピクセル、横750ピクセルとする。

(2) 容量は、300キロバイト以内であること。

(3) 形式は、PNG、JPG又はGIF（静止画像に限る。）とする。

2 前項に規定するウェブサイトには、広告主の名称及び連絡先が掲載されていないならない。

(広告の掲載期間)

第6条 ちがさき障がい者支援アプリに広告を掲載することができる期間（以下「広告掲載期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合は、広告掲載期間は、市長が適当と認める日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(広告の掲載料)

第7条 ちがさき障がい者支援アプリに広告の掲載に係る料金（以下「掲載料」という。）

は、96,000円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を含まない。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあっては、掲載料は、前項に定める金額を12で除した額に前条第2項に規定する市長が適当と認める日の属する月

からその月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額とする。

(広告主の募集)

第8条 市長は、広告主を公募するものとする。

2 前項の規定による公募の期間は、広告掲載期間の初日の2月前から1月前までとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 ちがさき障がい者支援アプリに広告を掲載しようとする者は、前条第2項に規定する公募の期間に、ちがさき障がい者支援アプリ広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 第5条第1項に規定するバナー広告を示す書類

(2) 法人にあつては納期限の到来している直近の、個人にあつては当該年度(4月1日から7月31日までの間に申し込む場合にあつては、前年度)の市区町村民税の納税証明書又は領収証書の写し

2 市長は、前項の規定による申し込みがあつたときは、第2条に規定する基準に適合する広告を掲載しようとする者であつて、第3条に規定する基準に適合するものを広告主として決定する。この場合において、これらの広告の数が前条第1項の規定による公募に係る広告の枠数を超えるときは、抽選により広告主を決定するものとする。

(掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納付しなければならない。

(バナー広告の提出)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、第5条第1項に規定するバナー広告の電磁的記録を提出しなければならない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、掲載された広告(第5条第1項に規定するウェブサイトを含む。)に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は損害賠償の請求があつたときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(取りやめの申出)

第13条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告(第5条第1項に規定するウェブサイトを含む。)の内容が適当でないと認めるときは、広告主に対して、その変更を求めることができる。

2 広告主は、広告の掲載の申込後又は広告を掲載している間に広告(第5条第1項に規定するウェブサイトを含む。)の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第2項の規定による決定(以下「広告主決定」という。)を取り消すことができる。

(1) 広告(第5条第1項に規定するウェブサイトを含む。)の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第3条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 広告主が第10条に規定する期日までに掲載料を納付しないとき。

(4) 広告主が第11条の規定に違反して同条に定める日までにバナー広告の電磁的記録を提出しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告主にその旨を通知するものとする。

(掲載料の還付)

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

(1) 広告掲載期間が開始する前に第13条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき 既納の掲載料の額の全額

(2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告主決定を取り消したとき(市長が広告主の責めに帰することができない事由があると認めたときに限る。) 既納の掲載料の額のうち広告主決定を取り消した日の属する月の翌月から広告掲載期間の最後の月までの期間に係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による既納の掲載料の還付を受けようとする者は、書面により市長に申請しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ちがさき障がい者支援アプリへの広告の掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日までの間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日から」とあるのは、「令和6年10月1日から」とする。

第1号様式（第9条関係）

ちがさき障がい者支援アプリ広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

住所（法人にあつては、所在地）

申込者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

ちがさき障がい者支援アプリへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

1 掲載希望開始月	年 月	
2 掲載を希望する 広告の内容		
3 掲載リンク先 URL		
4 申込者連絡先	担当者所属・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	